

国相手

# 大飯3・4号運転停止行政訴訟



## 1月18日（金） 第3回法廷と報告会に参加を



### 報告会で各地の取り組みを交流しましょう

1月18日（金）、国を相手とする大飯原発3・4号運転停止行政訴訟の第3回法廷が、大阪地方裁判所にて開かれます。今回も、約100名傍聴できる大法廷（202号法廷）です。原告・支援者のみなさん、是非ご参加ください。事前の予約はいりません。傍聴は先着順になりますので、早めに集まってください。

法廷に向け、先月25日に、原告、国双方が準備書面を出しました。国は、これまで通り、「後になって活断層等の問題が明らかになっても、現時点で法的に運転停止させる権限はない」と主張しています。しかし、一方で、前回の法廷で裁判長が質問した、「後で基本設計に問題が判明した場合はどのような処置をとるのか」ということについては、国は、運転停止を求める行政指導を行うこと等が考えられると述べています。

原告の準備書面では、原子力規制庁による大飯原発事故時の放射能拡散予測に基づき、和歌山を含め全ての原告に原告適格があることを示しています。さらに、その拡散予測を厳しく評価すれば、事故後7日間の被ばく量は、大阪市で約50mSv以上、約200Km離れた和歌山でも20mSv以上と、より深刻な放射能被害が広範囲に及ぶことを主張しています。

法廷終了後には報告会を行いますので、こちらにもご参加ください。

#### ● 1月18日（金）大飯原発3・4号運転停止行政訴訟・第3回法廷

- ・ 集 合 13:30 大阪地方裁判所 202号法廷前
- ・ 法 廷 14:00～ 202号法廷（大法廷・100名入れます）
- ・ 報告会 14:45～16:30頃 中之島中央公会堂 展示室

国の準備書面批判、規制庁の放射能拡散予測の報告

大飯原発敷地内断層問題（16日の断層調査団の評価会合、規制委への署名提出の報告等）

16日の防災指針に関する規制庁交渉／各地での自治体への申し入れの報告

今後の取り組みについての議論

★原告・国双方の準備書面やこれまでの法廷の報告は下記の行政訴訟のページに掲載しています。  
[http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/oosaiban\\_gyouso\\_room.htm](http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/oosaiban_gyouso_room.htm)

「もう待てません！大飯原発止めよう署名」（裏面）の

第2次集約は1月14日（月）です。

さらなる拡散をお願いします！ ネット署名はこちらから⇒<http://goo.gl/Puu0N>

おおい原発止めよう裁判の会 事務局

住所 〒530-0047 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 美浜の会気付

TEL: 06-6367-6580 FAX: 06-6367-6581 メール: [mihama@jca.apc.org](mailto:mihama@jca.apc.org)

# 12月末の追加の断層調査で判断を！ これ以上、調査・判断の引き延ばしは許せません ただちに大飯原発の運転停止を！

全国署名 もう待てません！大飯原発止めよう署名



原子力規制委員会 様  
西川一誠 福井県知事／ 山田啓二 京都府知事／ 嘉田由紀子 滋賀県知事／ 松井一郎 大阪府知事／  
井戸敏三 兵庫県知事／ 荒井正吾 奈良県知事／ 仁坂吉伸 和歌山県知事／ 古田肇 岐阜県知事 様

原子力規制委員会が12月28・29日頃に大飯原発の追加断層調査を行う、と新聞報道されています。今度こそ、判断を示すべきです。関西電力は、2月中旬に追加調査の結果をまとめ、その後も調査を継続し、最終報告の時期は未定としています。最終報告は夏以降との報道も。関電は追加調査に名を借りて、運転の継続を狙っています。

もう待てません。早急に判断を示し、大飯原発の運転を停止すべきです。11月27日に関西広域連合は、規制庁長官に「大飯発電所が現に稼働していることを踏まえ、活断層の調査を主導的かつ迅速に実施するとともに、明確な見解を早期に示すこと」を申し入れました。当然です。

## ● 11月の現地調査と評価会合で、 「活断層である」ことを否定した専門家はいません

5名の専門家による現地調査と評価会合では、大飯原発敷地内の「F-6」断層について、「活断層である」ことを否定した専門家は一人もいませんでした。敷地北側(台場浜)で確認されたこの断層が、12万～13万年前以降に動いたことが全員一致で確認されました。「活断層である」と断言した専門家もあります。

## ● 「疑わしきは活断層」=国の「審査の手引き」を守ってください

「審査の手引き」では、「疑わしきは活断層」と判断することになっています。さらに、活断層の真上に重要施設を設置することは禁じられています。3.11前に作られた「審査の手引き」を守って、大飯原発3・4号の運転をまず停止すべきです。原発を止めて、徹底した調査を実施すべきです。

(注：「審査の手引き」：発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き 2010.12.8)

大飯原発近傍の3つの活断層が連動して動き、それにつられて敷地内の活断層が動けば、大惨事は免れません。福井県内、隣接の京都府・滋賀県・岐阜県の住民の被ばくと汚染、関西の命の水の瓶である琵琶湖は汚染され、甚大な被害となります。福島原発事故の教訓を忘れてはなりません。

氏 名	住 所

■署名締め切り：第一次：2012年12月19日 第二次：2013年1月14日 ■ネット署名はこちら <http://goo.gl/PuuON>

署名提起団体：おおい原発止めよう裁判の会

グリーン・アクション、脱原発わかやま、暮らしを考える会、奈良脱原発ネットワーク、おおい原発仮処分尼崎原告の会、原発設置反対小浜市民の会、さよなら原発・ぎふ、美浜の会

おおい原発止めよう裁判の会の連絡先：「美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）」気付け  
〒530-0047 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル3階 TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581